

名古屋市告示第164号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
名鉄協商株式会社
代表取締役 小林 昌弘
- 2 収納事務を委託した歳入
名古屋市営久屋駐車場、名古屋市営大須駐車場及び名古屋市営古沢公園駐車場の使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8年 3月 4日
- 4 収納事務の委託の開始日
令和 8年 4月 1日

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課